

総 税 市 第 7 9 号

令 和 元 年 8 月 8 日

各道府県総務・税務主幹部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長

(公印省略)

防衛省職員に対する市町村民税・道府県民税の特別徴収の
取扱いについて (通知)

防衛省職員に係る市町村民税・道府県民税の特別徴収については、「防衛庁職員に対する市町村民税・道府県民税の徴収の方法について」(昭和48年4月17日付け自治省税務局市町村税課長内かん)及び「防衛庁職員に対する市町村民税・道府県民税の特別徴収の取扱いについて」(平成15年6月4日付け総税市第37号総務省自治税務局市町村税課長通知)において「異動連絡票」を定め、運用してきたところです。

今般、防衛省と協議を行い、防衛省職員についても令和2年1月から地方税法施行規則第18号様式である「特別徴収に係る給与所得者異動届出書(以下、「異動届出書」という。)」を使用することとしましたので、お知らせします。

当該「異動連絡票」及び「異動届出書」の取扱いについては、下記事項に御留意の上、この旨を貴都道府県内市区町村に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

- 1 防衛省職員の異動に係る「異動連絡票」の取扱いは令和元年12月の異動分までとし、令和2年1月の異動分からは、異動前の部署において「異動届出書」を提出するものとする。

- 2 「異動届出書」は原則として、電子情報処理組織を使用して提出されるが、電子情報処理組織を使用できない一部の部署からは、書面により提出される場合がある。
- 3 特に断りのない限り、部署を異動し、異動後の部署においても特別徴収を継続する場合、異動後の部署における給与所得等に係る特別徴収税額の徴収及び納入は、「異動届出書」に記載の徴収済月の翌月分から開始するものとする。
- 4 「防衛庁職員に対する市町村民税・道府県民税の徴収の方法について」（昭和 48 年 4 月 17 日付け自治省税務局市町村税課長内かん）を別添新旧対照表のように改正することとする。
本改正は、令和 2 年 1 月以降の異動分について適用する。
- 5 「防衛庁職員に対する市町村民税・道府県民税の特別徴収の取扱いについて」（平成 15 年 6 月 4 日付け総税市第 37 号総務省自治税務局市町村税課長通知）は、令和 2 年 1 月 10 日限り廃止する。

以上

連絡先

総務省自治税務局市町村税課

住民税第三係 小附

電 話：03-5253-5669（直通）